

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について

… 2

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月15日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号: 25A12
- (2) 事案の件名: 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日: 令和7年12月15日
 - ② 申請者: 東武バスセントラル株式会社
 - ③ 適用路線: 埼玉県内の対キロ区間全路線
 - ④ 平均改定率: 10.54%
 - ⑤ 初乗り運賃: 260円 (現行: 現金200円、IC200円)
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位: 円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
吉川駅北口～吉川きよみ野	210	210	280	9,450	12,600
獨協大学前駅東口～工業団地南	260	260	290	11,700	13,050
草加駅東口～八潮駅北口	280	280	340	12,600	15,300

※ 申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課: 自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月15日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号: 25A13
- (2) 事案の件名: 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日: 令和7年12月15日
 - ② 申請者: 東武バスウエスト株式会社
 - ③ 適用路線: 埼玉県内の対キロ区間全路線
 - ④ 平均改定率: 16.45%
 - ⑤ 初乗り運賃: 260円 (現行: 現金200円、IC200円)
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位: 円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
川越駅～神明町車庫	220	220	260	9,900	11,700
大宮駅西口～シティハイツ三橋	240	240	340	10,800	15,300
志木駅東口～富士見高校	310	310	360	13,950	16,200

※ 申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課: 自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があつたので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月15日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号: 25A14
- (2) 事案の件名: 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日: 令和7年12月17日
 - ② 申請者: 京浜急行バス 株式会社
 - ③ 適用路線: 神奈川県内の対キロ区間全路線
 - ④ 平均改定率: 16.5%
 - ⑤ 初乗り運賃: 260円 (現行: 200円)
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	I C	現金・I C		
金沢文庫駅～野村住宅センター	220	220	270	9,900	12,150
逗子駅～葉山	280	280	350	12,600	15,750
逗子駅～横須賀市民病院	520	520	650	23,400	29,250
横須賀中央駅～衣笠十字路	230	230	280	10,350	12,600
汐入駅～池上中学	240	240	300	10,800	13,500

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が收受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から收受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課: 自動車交通部旅客第一課
以上